

## 4. 児童相談所付設一時保護施設

\*担当課室 子ども未来課

児童をすみやかに一時的に保護する必要がある場合や、児童の措置を決定するにあたって、一時的に保護し生活観察を行い調査、診断を行う必要がある場合その児童を入所させる施設です。

名 称	所 在 地	電話番号 F A X 番号	所 管 区 域	設置主体
和歌山県子ども・女性・ 障害者相談センター	〒641-0014 和歌山市毛見1437-218	073-445-5311 073-446-0036	和歌山県全域	和歌山県

## 5. 児童自立支援施設

\*担当課室 子ども未来課

不良行為をした児童や将来不良行為をするおそれのある児童及び環境上の理由で生活指導を要する児童を入所させ、社会生活に適応するよう必要な指導を行い、その自立を支援する。

名 称	所 在 地	電話番号 F A X 番号	所 管 区 域	設置主体
和歌山県立仙溪学園	〒649-6435 紀の川市東三谷900	0736-77-3172 0736-77-4740	和歌山県全域	和歌山県

## 6. 婦人相談所

\*担当課室 子ども未来課

要保護女子等について必要な相談、調査、判定、指導を行うとともに対象者の早期発見と未然防止、入所保護をはかる。また、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす。

名 称	所 在 地	電話番号 F A X 番号	所 管 区 域	設置主体
和歌山県子ども・女性・ 障害者相談センター	〒641-0014 和歌山市毛見1437-218	073-445-0793 073-447-1587	和歌山県全域	和歌山県

## 7. 婦人相談所付設一時保護所

\*担当課室 子ども未来課

緊急に保護する必要がある要保護女子等又は婦人保護施設に措置されるまでの間に必要と認められる要保護女子等について一時保護所へ入所させ保護を行う。

名 称	所 在 地	電話番号 F A X 番号	所 管 区 域	設置主体
婦人相談所 付設一時保護所	—	—	和歌山県全域	和歌山県

## 8. 婦人保護施設

\*担当課室 子ども未来課

一時保護した女性のうち長期にわたって保護が必要な者について、生活指導や社会適応指導等を行う。

名 称	所 在 地	電話番号 F A X 番号	所 管 区 域	設置主体
和歌山県女性保護施 設なぐさホーム	—	—	和歌山県全域	和歌山県